

## 【改訂内容】

P 6 3. (1) 「⑦店舗内施設の利用等」において、  
イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意する（**できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保するよう努める**）とともに、長時間の会話や少人数の家族等の場合を除き近距離で対面しての食事をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。

※赤字部分を追加

P 9 3. (3) 「①対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進」において、  
・対人距離の確保及び混雑緩和のため、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。  
（**専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2 m（最低1 m）空ける」とされたことも踏まえつつ、顧客の理解と協力を得ることに努める。**）

※赤字部分を追加